



Contents ~ 今月の内容 ~

- 医療制度について.....2
- 参議院議員通常選挙..... 4
- 砺波市の財政事情..... 5
- イベントレポート..... 6
- ホットな話題..... 8
- くらしの情報(くらし・行政).....10
- くらしの情報(講座・教室).....14
- 砺波総合病院から..... 17
- 市民カレンダー..... 18

最優秀賞とったぞ~!! ~ 庄川観光祭 ~ 7頁に関連記事掲載

- みんなの健康・健康カレンダー..... 20
- となみの福祉..... 22
- 体協だより..... 27
- 文化となみ..... 28
- 文化会館..... 30
- 美術館..... 31
- シルバー人材センター..... 32
- チューリップ四季彩館..... 34
- 図書館..... 35
- イベント情報..... 36

市民課
から

医療制度について お知らせします。



国民健康保険制度とは？

国民健康保険は、病気やけがをした時の医療費をみなさんが納める保険税と国等の補助金などでまかない、お互いに助け合って安心して医療機関にかかることができる制度です。

国民健康保険からの大事なご案内

- 1 7月中旬に平成19年度国民健康保険税の納税通知書をお届けします。
7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。納税には、**便利で安心な口座振替をお勧めしています。**
- 2 入院時70歳未満の方の医療費の支払いは、自己負担限度額までに軽減されます。
あらかじめ申請し、交付された限度額適用認定書を医療機関に提示すると、入院した時の窓口での医療費負担が軽減されます。既に交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなりますので、市から更新手続きのご案内をします。
- 3 国民健康保険高齢受給者証が更新されます。(70歳以上75歳未満の方)
8月から国民健康保険高齢受給者証が新しくなります。新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。今まで使っていた高齢受給者証は8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。
- 4 入院時の食事代が減額されます。
入院したときの食事代は1食あたり260円ですが、住民税のかからない非課税世帯は食事代が減額されます。入院時または事前に**減額認定証の交付申請が必要となります。**
既に交付を受けている方で交付要件を満たしている方には、市から更新手続きのご案内をします。
減額認定証の有効期限は7月31日です。



申請に必要なもの

国民健康保険に加入している方...国民健康保険証、印鑑、高齢受給者証(70歳以上の方)
老人保健で医療を受けている方...健康保険証、老人医療受給者証、健康手帳、印鑑

入院時の1食あたり食事代	一般、現役並み所得者		260円
	住民税非課税世帯 低所得 (*1)	90日までの入院 (過去12カ月の入院日数)	210円
		90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
		低所得 (*2)	100円

(*1)同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者(老人保健で医療を受ける人の場合は世帯の全員)が住民税非課税の世帯に属する人(低所得 以外の人)。
(*2)同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者(老人保健で医療を受ける人の場合は世帯の全員)が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人。

健康な身体を維持していただくため次の保健事業を行っています。お気軽にご利用ください。

生まれ月健康相談.....65歳以上の方が対象で、健康について相談することができます。(21ページ)
一日ミニドック事業...日帰りのできる総合健診を行っています。(12ページ)

老人保健制度とは？

昭和58年2月に制度が発足しました。幾度か制度改正が行われましたが、現在は、75歳以上の方(65歳以上で寝たきりなど一定の障害のある方を含みます)を対象に医療給付を行っています。

老人保健からの大事なご案内

老人保健の医療受給者証について

現在、お持ちの医療受給者証には、一部負担金の割合の欄に「1割」、または現役並みの所得がある方には「3割」と表示されています。この一部負担金割合の割合は前年の所得によって決まります。今回この判定を行い、**負担割合が変更となる方には、7月末に新しい医療受給者証(8月から有効)を送付します。**負担割合が変更とならない方には、医療受給者証の送付はいたしませんので引き続きお持ちの医療受給者証をお使いください。





後期高齢者医療制度とは？

平成20年4月から老人保健制度に代わり新たに始まる制度です。
老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度として創設されます。

対象者は75歳以上の方です



現在ご加入の健康保険については、平成20年3月末で資格を失い、4月から、新たに後期高齢者医療制度に加入します。
75歳の誕生日を迎えると、その日から後期高齢者医療制度に加入します。
砺波市では約6,400人の方が対象となります。

保険料は年金天引きまたは口座振替等で納付します

平成20年4月からは、一人ひとりが介護保険と同様に後期高齢者医療制度の保険料を納めることとなります。

これまで被用者保険の扶養だった方で、保険料がかからなかった方も、平成20年4月から保険料を納めることとなります。

保険料は一人ひとりが平等に負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

（所得が低い方や被用者保険の扶養であった方については、保険料が軽減されます。）

保険料の納付は原則として年金からの天引きとなります。

ただし、次のいずれかに該当する方は口座振替等で市町村に納めることとなります。

- ・ 受給年金が年額18万円未満の方
- ・ 介護保険料とあわせた保険料が年金額の2分の1を超える方

具体的な保険料は平成19年11月ごろに決まる予定です。



保険証は一人に1枚交付します

平成20年4月以降に医療機関等で受診されるときは、これまでの保険証と老人医療受給者証の代わりに、後期高齢者医療の保険証を提示してください。

医療機関での窓口負担は1割または3割負担です

医療機関等での窓口負担は現在の老人保健制度と同じく、一般の方は1割負担で、現役並みの所得がある方は3割負担となります。

制度の運営は広域連合が行います

制度の運営は、富山県内の全ての市町村が加入する「富山県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の決定や医療を受けたときの給付など制度の運営全般を行います。

市町村は、保険料の徴収や各種申請・届出の受付などの窓口業務を行います。



医療制度についてお気軽にお問合せください

各申請・問合せ先

市民課国保年金係.....☎33-1111（内線136～139）
庄川支所市民福祉課...☎82-1902

7月29日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です!

未来のためにみんなで投票!



任期満了に伴い、参議院議員通常選挙が7月29日(日)に行われます。

投票できる方

昭和62年7月30日までに生まれた方で、平成19年4月11日以前に砺波市に住民登録し、引き続き市内に居住している方です。

投票の場所

投票の場所は入場券に記載してある場所です。(所在地は別表参照)
なお、7月4日以降に市内転居の手続きをされた方は、異動前の住所地の投票所で投票することになります。

入場券をお忘れなく

市内の有権者の方には、入場券(葉書サイズ)が郵送されます。雨や湿気で入場券が濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

もし、入場券を破損したり、紛失したりした場合は、その旨を投票所で係員に申し出てください。係員が選挙人名簿と対照し、本人であることを確認した後、投票することができます。

また、近所に入場券が届いているのに自分にはまだ届いていないといった場合には、市選挙管理委員会へお問合せください。

忘れずに投票してね!



ご確認ください ~各投票区の投票場所~

投票日	7月29日(日)	投票時間	午前7時~午後8時
期日前投票投票日	7月13日(金)~7月28日(土)	期日前投票投票時間	午前8時30分~午後8時
住所要件	平成19年4月11日以前に住民登録し、引き続き市内に居住している方		
年齢要件	昭和62年7月30日までに生まれた方		
投票区	投票場所	所在地	期日前投票
出町	出町体育館(旧出町小学校体育館)	表町18-4	砺波市役所本庁北別館1階第6会議室 及び 庄川支所2階会議室
庄下	庄下振興会館	矢木24	
中野	中野幼稚園遊戯室	中野243	
五鹿屋	五鹿屋幼稚園遊戯室	五郎丸1119	
東野尻	東野尻幼稚園遊戯室	苗加4232	
鷹栖	鷹栖保育所遊戯室	鷹栖1033	
若林	若林老人いこいの家	狐島182	
林	林農業集落センター	小島64	
高波	高波体育館	高波842-2	
油田	油田体育館	宮丸466-4	
南般若	南般若公会堂	秋元636	
柳瀬	柳瀬体育館	柳瀬10	
太田	太田保育所遊戯室	太田985	
般若	庄東小学校体育館	頼成566	
東般若	東般若農村振興会館	東保708	
栴檀野	第1 栴檀野体育館	福岡312	
	第2 坪野公民館	坪野544	
栴檀山	第1 旧庄東小学校原野分校教室	井栗谷2241	
	第2 栴檀山農村集落センター	井栗谷6552	
	第3 東別所公民館	東別所60	
東山見	第1 庄川ふれあいプラザ	庄川町金屋1092	
	第2 農村環境改善湯山サブセンター	庄川町湯山350	
青島	庄川農村環境改善センター	庄川町青島385	
雄神	雄神体育館	庄川町庄3600-1	
種田	種田コミュニティセンター	庄川町五ヶ436-1	

今回般若投票区の投票所が「般若農業構造改善センター」から「庄東小学校体育館」に変更となりましたのでご注意ください。

手続き等、詳細は選挙管理委員会にお問合せください。

砺波市選挙管理委員会 ☎33-1111 内線211・212

期日前投票は?

投票日に仕事や病気、旅行などの理由で投票所に行けない方は、次の「期日前投票所」で、宣誓書・請求書を記入していただいた後、期日前投票をすることができます。

期日前投票期間

7月13日(金)~7月28日(土)
投票時間
午前8時30分~午後8時

投票場所

本庁北別館1階 第6会議室
庄川支所2階 会議室
今回から市内住所にかかわらず、どちらの投票場所でも投票できます

不在者投票は?

名簿登録地以外(遠隔地)や病院、施設等の不在者投票は、従来どおり行われます。

郵便投票は?

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている方で、その障害・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合、事前に選挙管理委員会へ交付申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受け、選挙の際、郵便等により自宅で投票できる制度です。
なお、郵便投票は7月25日までに投票用紙の請求手続きが必要です。

砺波市の財政事情

平成18年度
(H18.4.1~H19.3.31)

問合せ 財政課
☎33-1111(内線343)

この財政事情は、市の財政がどのような状況にあり、住民の皆さんの納めた大切な税金が、どのように使われているのかを理解していただくために、年2回公表しているものです。

*金額については1万円未満を四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合があります。また、各表は平成19年3月31日現在の数値であるため、平成18年度決算額とは一致しません。

■一般会計予算執行状況

[歳入]

款	予算現額	収入累計	収入率
市 税	64億9,714万円	64億7,950万円	99.7%
地方譲与税	7億6,028万円	6億5,524万円	86.2%
利子割交付金	2,925万円	2,925万円	100.0%
配当割交付金	2,681万円	2,681万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	2,391万円	2,391万円	100.0%
地方消費税交付金	4億7,637万円	4億7,637万円	100.0%
自動車取得税交付金	1億7,584万円	1億7,584万円	100.0%
地方特例交付金	1億5,136万円	1億5,136万円	100.0%
地方交付税	52億5,690万円	52億5,690万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	1,096万円	1,096万円	100.0%
分担金及び負担金	3億3,543万円	3億2,434万円	96.7%
使用料及び手数料	5億313万円	4億3,299万円	86.1%
国庫支出金	17億682万円	9億9,914万円	58.5%
県支出金	18億136万円	4億8,671万円	27.0%
財産収入	1億1,744万円	4,789万円	40.8%
寄附金	950万円	970万円	102.1%
繰入金	1億4,200万円	1億4,200万円	100.0%
繰越金	13億3,300万円	13億3,301万円	100.0%
諸収入	9億2,617万円	4億4,822万円	48.4%
市債	39億2,520万円	19億6,560万円	50.1%
歳入合計	242億885万円	194億7,572万円	80.4%

[歳出]

款	予算現額	支出累計	支出率
議会費	2億2,346万円	2億1,272万円	95.2%
総務費	27億9,776万円	21億8,981万円	78.3%
民生費	44億8,760万円	38億8,841万円	86.6%
衛生費	25億6,479万円	23億5,886万円	92.0%
労働費	1億810万円	1億304万円	95.3%
農林水産業費	22億6,918万円	8億6,269万円	38.0%
商工費	10億3,450万円	9億2,960万円	89.9%
土木費	29億8,895万円	17億4,854万円	58.5%
消防費	6億3,647万円	6億1,408万円	96.5%
教育費	40億5,245万円	27億2,298万円	67.2%
災害復旧費	5,169万円	3,210万円	62.1%
公債費	29億7,392万円	23億7,634万円	79.9%
諸支出金	1千円	0円	0.0%
予備費	2,000万円	0円	0.0%
歳出合計	242億885万円	180億3,916万円	74.5%

■特別会計予算執行状況

会 計	予算現額	収入累計	支出累計
国民健康保険事業	37億6,920万円	34億1,161万円	34億4,545万円
国民健康保険太田診療所事業	2,120万円	2,870万円	1,450万円
老人保健医療事業	43億2,934万円	40億1,305万円	40億4,247万円
霊苑事業	4,004万円	3,475万円	3,391万円
下水道事業	32億3,080万円	14億9,312万円	29億1,536万円
合 計	113億9,058万円	89億8,122万円	104億5,169万円

■企業会計予算執行状況

会 計	予算現額	執行累計	執行率	
水道事業	収益的収入	9億6,178万円	9億8,971万円	102.9%
	収益的支出	9億7,905万円	8億7,843万円	89.7%
	資本的収入	2億3,577万円	1億9,509万円	82.7%
	資本的支出	4億8,402万円	3億6,827万円	76.1%
工業用下水道事業	収益的収入	2,080万円	2,088万円	100.4%
	収益的支出	2,080万円	1,650万円	79.3%
	資本的収入			
	資本的支出			
病院事業	収益的収入	105億3,000万円	104億1,531万円	98.9%
	収益的支出	121億円	114億4,274万円	94.6%
	資本的収入	4億8,100万円	5億3,937万円	112.1%
	資本的支出	13億2,000万円	12億6,631万円	95.9%

■市税の収入状況

税 目	予算現額	収入済額①	収入率 対予算	市民一人当たりの 税額(①/②)
市民税	24億7,456万円	24億1,420万円	97.6%	4万8,878円
固定資産税	36億887万円	36億4,695万円	101.1%	7万3,837円
軽自動車税	9,147万円	9,674万円	105.8%	1,959円
市たばこ税	2億9,970万円	2億8,386万円	94.7%	5,747円
入湯税	2,255万円	3,775万円	167.4%	764円
合 計	64億9,714万円	64億7,950万円	99.7%	13万1,185円

人口：49,392人
(平成19年3月31日現在)

■財産の状況

項 目	
土 地	173万8,358m ²
建 物	木 造 2万4,326m ²
	非木造 22万1,313m ²
	計 24万5,639m ²
有 価 証 券	株 券 2億1,814万円
	社債券 0円
	その他 0円
その他 出資金	出資金 2億6,688万円
	その他 0円

■市債の状況

区 分	現在高① (19.3.31)	市民一人当たりの 市債の額(①/②)
一 般 会 計	246億9,592万円	49万9,998円
霊苑事業特別会計	1億511万円	2,128円
下水道事業特別会計	163億6,682万円	33万1,366円
水道事業会計	22億5,239万円	4万5,602円
工業用下水道事業会計	1億2,880万円	2,608円
病院事業会計	150億3,716万円	30万4,445円
合 計	585億8,619万円	118万6,147円

人口：49,392人 (平成19年3月31日現在)

■基金の現在高

区 分	金 額	
一 般 会 計	財政調整基金	12億9,105万円
	減債基金	4億955万円
	地域福祉基金	4億6,975万円
	高齢化社会対策事業基金	379万円
	農村環境創造基金	2,000万円
	まちづくり基金	1,375万円
国 庫 保 険 事 業	国保財政調整基金	1億131万円
	霊苑管理基金	3,121万円
事 業 会 計	公共下水道事業財政調整基金	5億1,700万円
	農業集落排水事業財政調整基金	7,462万円
	その他基金計	8億3,434万円
合 計	37億6,637万円	